

2018年5月31日

第198期定時株主総会招集ご通知に際しての 法令および定款にもとづくインターネット開示事項

事業報告

7. 会社の支配に関する基本方針

連結計算書類

連結株主資本等変動計算書

連結注記表

計算書類

株主資本等変動計算書

個別注記表

東武鉄道株式会社

本内容につきましては、法令および当社定款第39条の規定にもとづき、当社ホームページ (<http://www.tobu.co.jp/ir/>) に掲載することにより、株主の皆様にご提供しております。

7. 会社の支配に関する基本方針

(1) 基本方針の内容

当社は、企業価値および株主共同の利益の確保・向上ならびに当社の基幹事業である運輸業における輸送の安全を確保するための取り組みを一層推進してまいります。近時、わが国の株式市場等においては、買付の対象となる会社の経営陣の賛同を得ることなく、一方的に大量の株式の買付を強行するといった事例がみられるようになりました。

もとより、当社は、株式の大量買付であっても、当社の株主共同の利益の確保・向上ならびに輸送の安全の確保・向上に資するものであれば、これを一概に否定するものではありません。

しかしながら、株式の大量買付の中には、その目的等から見て企業価値および株主共同の利益ならびに輸送の安全の確保・向上に対する明白な侵害をもたらすもの、株主様に株式の売却を事実上強要するおそれがあるもの、対象会社の取締役会や株主様が買付の条件等について検討し、あるいは対象会社の取締役会が代替案を提案するための十分な時間や情報を提供しないもの等、対象会社の企業価値および株主共同の利益ならびに輸送の安全の確保・向上に資さないものも少なくありません。

当社は、信頼の確立、成長基盤の確立を基に継続的に企業価値および株主共同の利益を確保・向上させていくために、経営の根底にある「安全・安心」の提供や鉄道事業者としての公共的使命に関する基本的な考え方を、今後も引き続き維持・推進していくことが不可欠であると考えます。

東武グループでは、「東武グループ中期経営計画2014～2016」を策定し、前中期経営計画「東武グループ中期経営計画2010～2013」期間中に実現した東京スカイツリータウンプロジェクトを含めた各事業の収益基盤の強化に注力することに加え、2020年も見据えた今後の収益源となる事業創出に取り組み、将来にわたる持続的成長を目指しております。

このような経営戦略が、当社株式の大量買付を行う者により短期的な利益のみを追求するような経営に変わるようなことがあれば、当社の企業価値および株主共同の利益ならびに輸送の安全の確保・向上は損なわれることとなります。

こうした事情に鑑み、当社取締役会は、当社株式に対する不適切な買付により当社の企業価値および株主共同の利益ならびに輸送の安全の確保・向上が毀損されることを防止するためには、買付に応じるべきか否かを株主様が判断し、あるいは当社取締役会が代替案を提案するために必要な情報や時間を確保すること、および株主様のために買付者等と交渉を行うこと等を可能とするための体制を、平時において整えておくことが必要不可欠と考えております。

(2) 具体的な取り組み

① 会社の財産の有効な活用、適切な企業集団の形成その他の基本方針の実現に資する特別な取り組み

当社の株主共同の利益の確保・向上ならびに輸送の安全の確保・向上に向けて、当社を中核とする東武グループは、信頼の確立と成長基盤の確立を基に事業活動を推進しておりますが、この事業活動の根幹にあるものが「安全・安心」の提供であり、すべての事業における信頼の基礎である「安全・安心」を提供し続けることが、東武グループ全体の企業価値および株主共同の利益の確保・向上の根幹をなすものと考えております。

また、当社は、東武グループの中長期的な成長のため運輸事業を中心に、レジャー、不動産、流通、その他の各セグメントにおいて収益拡大を継続できる経営基盤の強化に努めることで、引き続き企業価値および株主共同の利益の確保・向上をはかってまいります。

② 基本方針に照らして不適切な者によって会社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取り組み

当社は、2015年6月26日開催の定時株主総会において「当社株式の大量買付行為に関する対応策（買収防衛策）」（以下「本プラン」といいます。）の導入について承認を得ております。

本プランは、当社株式等の大量買付行為が行われる場合に、株主様が適切な判断をするために必要・十分な情報と時間を確保するとともに、買収者との交渉の機会を確保することなどにより、当社の企業価値および株主共同の利益の確保・向上ならびに輸送の安全を確保・向上させることを目的としています。

本プランは、当社が発行者である株券等について、保有者およびその共同保有者の株券等保有割合が20%以上となる買付、または当社が発行者である株券等について、公開買付に係る株券等の株券等所有割合およびその特別関係者の株券等所有割合の合計が20%以上となる公開買付（以下「買付等」と総称し、買付等を行おうとする者を「買付者等」といいます。）を対象とします。

当社の株券等について買付等が行われる場合、当該買付等に係る買付者等には、買付内容等の検討に必要な情報および本プランに定める手続きを遵守する旨の誓約文言等を記載した書面の提

出を求めます。その後、当社の業務執行を行う経営陣から独立している委員のみから構成される独立委員会が買付者等から提出された情報や、当社取締役会が必要に応じて提出する買付者等の買付等の内容に対する意見およびその根拠資料、当該買付等に対する代替案について、評価・検討するものとします。独立委員会は、必要に応じて、独立した第三者の助言を得たうえ、買付等の内容の検討、当社取締役会の提示した代替案等の検討、買付者等との協議・交渉、当社取締役会等を通じた株主に対する情報開示等を行います。

独立委員会は、買付者等が本プランに定められた手続きを遵守しなかった場合、または買付等の内容の検討等の結果、買付者等による買付等が企業価値および株主共同の利益ならびに輸送の安全の確保・向上に対する明白な侵害をもたらす恐れのある買付等であるなど、本プランに定める要件のいずれかに該当し、新株予約権の無償割当てを実施することが相当であると判断した場合には、当社取締役会に対して、新株予約権の無償割当てを実施すべき旨の勧告を行います。なお、独立委員会は、新株予約権の無償割当てを実施することが相当であると判断した場合でも、新株予約権の無償割当てを実施することについて株主総会の決議を経ることが相当であると判断した場合には、当社取締役会に対して、株主総会を招集し、新株予約権の無償割当ての実施に関する議案を諮ることを勧告を行います。この新株予約権は、1円を下限とし当社株式1株の時価の2分の1の金額を上限とする金額の範囲内で、当社取締役会が新株予約権無償割当て決議において定める金額を払い込むことにより、原則として当社株式1株を取得することができるのですが、買付者等による権利行使が認められないという行使条件が付されています。また、当社が買付者等以外の者から当社株式と引換えに新株予約権を取得することができる旨の取得条項が付されており、当社がかかる条項に基づく取得をする場合、新株予約権1個と引換えに、対象株式数に相当する数の当社株式を交付することができるものとします。当社取締役会は、独立委員会の上記勧告を最大限に尊重して新株予約権無償割当ての実施または不実施等の決議をするものとします。ただし、当社取締役会は、独立委員会から、株主総会を招集し、新株予約権の無償割当ての実施に関する議案を諮ることを勧告を受けた場合には、実務面を含め株主総会の開催が著しく困難な場合を除き、速やかに株主総会を招集し、新株予約権による無償割当ての実施に関する議案を付議する旨決議するものとします。当社取締役会は、上記決定を行った場合には速やかに、当該決議の概要その他当社取締役会が適切と判断する事項について情報開示を行います。

本プランの有効期間は2015年6月26日開催の定時株主総会終了後3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までです。ただし、有効期間の満了前であっても、当社の株主総会において本プランに係る新株予約権の無償割当てに関する事項の決定についての取締役会への上記委任を撤回する旨の決議が行われた場合、または、当社取締役会により本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、本プランはその時点で廃止されるものとします。

本プラン導入後であっても、新株予約権無償割当てが実施されていない場合、株主の皆様には直接具体的な影響が生じることはありません。他方、新株予約権無償割当てが実施された場合、株主の皆様が新株予約権行使の手続きを行わないとその保有する株式の価値は希釈化される場合があります（ただし、当社が当社株式を対価として新株予約権の取得を行った場合、その保有する株式の希釈化は生じません）。

③ 具体的取り組みに対する当社取締役会の判断およびその理由

前記(2)①に記載した取り組みは、いずれも当社の企業価値および株主共同の利益の確保・向上ならびに輸送の安全の確保・向上に資する具体的な方策として策定されたものであり、当社の基本方針に沿うものです。

また、本プランは前記(2)②記載のとおり、企業価値および株主共同の利益ならびに輸送の安全を確保・向上させる目的をもって導入されたものであり、当社の基本方針に沿うものです。とくに、本プランは当社の株主総会において決議がなされ導入しているため、株主意思を重視するものであること、その内容として合理的な客観的発動要件が設定されていること、当社の業務執行を行う経営陣から独立している委員のみから構成される独立委員会を設置し、本プランの発動に際しては必ず独立委員会の判断を得ることが必要とされていること、独立委員会は当社の費用で独立した第三者の助言を得ることができるとされていること、独立委員会から、株主総会を招集し、新株予約権の無償割当ての実施に関する議案を諮ることを勧告を受けた場合には、実務面を含め株主総会の開催が著しく困難な場合を除き、速やかに株主総会を招集し、新株予約権による無償割当ての実施に関する議案を付議するとされていること、本プランは有効期間を約3年間と定め、有効期間の満了前であっても当社の株主総会または取締役会によりいつでも廃止できるとされていることなどにより、その公正性・客観性が担保されており、合理性を有し、企業価値および株主共同の利益の確保・向上ならびに輸送の安全の確保・向上に資するものであって、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではありません。

連結株主資本等変動計算書

(2017年4月1日から2018年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
当 期 首 残 高	102,135	70,484	180,765	△2,567	350,818
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当			△7,492		△7,492
親会社株主に帰属する当期純利益			36,025		36,025
自己株式の取得				△10,042	△10,042
自己株式の処分		1		5	6
自己株式の消却		△9,180		9,180	—
土地再評価差額金の取崩			△323		△323
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動		643			643
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)					
当 期 変 動 額 合 計	—	△8,536	28,208	△856	18,815
当 期 末 残 高	102,135	61,948	208,973	△3,423	369,634

	その他の包括利益累計額						純資産合計
	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	土 地 再 評 価 差 額 金	為 替 換 算 定 調 整 勘 定	退 職 給 付 に 係 る 調 整 累 計 額	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計	非 支 配 株 主 持 分	
当 期 首 残 高	21,830	46,497	99	2,624	71,051	20,901	442,772
当 期 変 動 額							
剰 余 金 の 配 当							△7,492
親会社株主に帰属する当期純利益							36,025
自己株式の取得							△10,042
自己株式の処分							6
自己株式の消却							—
土地再評価差額金の取崩							△323
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動							643
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	5,723	323	△13	267	6,301	△7,306	△1,005
当 期 変 動 額 合 計	5,723	323	△13	267	6,301	△7,306	17,810
当 期 末 残 高	27,554	46,820	85	2,892	77,352	13,595	460,582

連結注記表

(2017年4月1日から2018年3月31日まで)

I. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項

1 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数及び主要な連結子会社の名称等

連結子会社の数

81社

主要な連結子会社の名称等

(株)東武百貨店、(株)東武宇都宮百貨店、東武建設(株)、東武タワースカイツリー(株)、東武ビルマネジメント(株)、東武商事(株)、東武運輸(株)、(株)東武ホテルマネジメント、(株)東武エネルギーサポート、東武食品サービス(株)、東武トップツアーズ(株)、他70社

当連結会計年度において、デリバリーサービス(株)は東武デリバリー(株)より会社分割(吸収分割)によって子会社となり、新たに連結の範囲に含めております。

(株)ガンプス・インターナショナルは会社清算に伴い、当連結会計年度より連結の範囲から除外いたしました。

(株)ニッテイ事業社は(株)東武百貨店との合併に伴い、当連結会計年度より連結の範囲から除外いたしました。また、東武イマリン(株)は東武建設(株)と合併したことに伴い、当連結会計年度より連結の範囲から除外いたしました。

当連結会計年度において、東武デリバリー(株)がデリバリーサービス(株)の全株式を売却したことに伴い、デリバリーサービス(株)を連結の範囲から除外いたしました。また、当社が(株)東武ボックスの全株式を売却したことに伴い、(株)東武ボックスを連結の範囲から除外いたしました。

当連結会計年度において、東武プロパティーズ(株)は商号を東武不動産(株)に変更いたしました。

(2) 主要な非連結子会社の名称等

(株)東武キャリアサービス

(連結の範囲から除いた理由)

非連結子会社は、いずれも小規模であり、合計の総資産、売上高、当期純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないためであります。

非連結子会社でありました日光ロックフェス有限責任事業組合は、当連結会計年度において清算終了しております。

2 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法を適用した関連会社の数及び主要な会社等の名称

持分法を適用した関連会社の数

5社

主要な会社等の名称等

(株)東武ストア、蔵王ロープウェイ(株)、野岩鉄道(株)、他2社

(株)東武フーズは(株)東武ストアとの合併に伴い、当連結会計年度より持分法の適用範囲から除外いたしました。

(2) 持分法を適用しない主要な非連結子会社及び関連会社の名称等

(株)東武キャリアサービス、(株)群馬県バス・ハイヤー会館

(持分法を適用していない理由)

持分法を適用していない非連結子会社または関連会社は、それぞれ当期純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため、持分法の適用範囲から除外しております。

(3) 持分法の適用の手続について特に記載すべき事項

持分法適用会社のうち、決算日が連結決算日と異なる会社については、各社の直近の事業年度に係る計算書類を使用しております。

3 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、17社を除き、決算日は3月31日です。

上記17社の決算日は主に2月末日であり、連結子会社の決算日現在の計算書類を使用しています。

なお、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

4 会計方針に関する事項

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

満期保有目的債券

償却原価法（定額法）

子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法

その他有価証券

時価のあるもの

決算期末日の市場価格等に基づく時価法

（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。）

時価のないもの

移動平均法による原価法

② デリバティブ

時価法

なお、金利スワップ取引の特例処理をしております。

③ たな卸資産

小売業商品

売価還元法による原価法

分譲土地建物

個別法による原価法

貯蔵品

移動平均法による原価法

なお、貸借対照表価額は、収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定しております。

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

定額法及び定率法を採用しております。ただし、1998年4月1日以降取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

② 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（主として5年）に基づく定額法を採用しております。

③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が2008年3月31日以前のものについては、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

(3) 重要な引当金の計上基準

① 貸倒引当金

貸付金及び売上債権等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員賞与の支給に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

③ 役員退職慰労引当金

一部の連結子会社において、役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規等に基づく当連結会計年度末要支給額を計上しております。

④ 商品券等回収損失引当金

一定期間経過後に収益に計上した未回収の商品券等について、将来回収された場合に発生する損失に備えるため、過去の実績に基づき損失発生見込額を計上しております。

(4) その他連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項

① 繰延資産の処理方法

社債発行費については、社債の償還までの期間にわたり定額法によって償却しております。なお、金額が僅少なものについては支出時の費用として処理しております。

② 工事負担金等の圧縮記帳処理の方法

当社は鉄道業における連続立体交差等の高架化工事や踏切道路拡幅工事等を行うに当たり、地方公共団体等より工事費の一部として工事負担金等を受けております。これらの工事負担金等のうち、対象工事の完成により増収が見込まれないもので、1億円以上のものについては、工事完成時に、工事負担金相当額を取得価額から直接減額して計上しております。

なお、連結損益計算書においては、工事負担金等受入額を特別利益に計上するとともに、固定資産の取得価額から直接減額した額を固定資産圧縮損として特別損失に計上しております。

③ 重要なヘッジ会計の方法

連結子会社においては、将来の支払利息に係る金利変動リスクをヘッジすることを目的に金利スワップ取引を行っており、すべてについて、特例処理を適用しております。当該金利スワップ取引は、変動金利借入に対するものであります。

④ 退職給付に係る会計処理の方法

退職給付に係る資産及び負債は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における見込額に基づき、退職給付債務から年金資産の額を控除した額を計上しております。なお、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

過去勤務費用は、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（主として10年）による定額法により費用処理しております。

数理計算上の差異は、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（主として10年）による定額法により、翌連結会計年度から費用処理しております。

未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用については、税効果を調整の上、純資産の部におけるその他の包括利益累計額の退職給付に係る調整累計額に計上しております。

⑤ のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却については、その個別案件ごとに判断し、20年以内の合理的な年数で償却しております。また、過年度に発生した負ののれんの償却については、20年間の均等償却を行っております。

⑥ 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。

5 会計上の見積りの変更

(退職給付に係る会計処理の数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理年数の変更)

退職給付に係る会計処理において、従来、数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理年数は主に12年としておりましたが、従業員の平均残存勤務期間が短縮したため、当連結会計年度より費用処理年数を主に10年に変更しております。

これにより、従来の方法に比べて、当連結会計年度の営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益はそれぞれ2,109百万円減少しております。

6 表示方法の変更

(連結損益計算書関係)

前連結会計年度において、区分掲記しておりました「特別損失」の「減損損失」は、金額的重要性が乏しくなったため、当連結会計年度より「特別損失」の「その他」に含めて表示しております。

前連結会計年度において、「営業外収益」の「その他」に含めていた「少額工事負担金等受入額」は、金額的重要性が増したため、当連結会計年度より区分掲記することとしております。

なお、前連結会計年度の「少額工事負担金等受入額」は264百万円であります。

II. 連結貸借対照表に関する注記

1 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

2 担保に供している資産及び担保に係る債務

(1) 担保に供している資産

有 価 証 券	18百万円
建 物 及 び 構 築 物	299,375百万円
機 械 装 置 及 び 運 搬 具	64,900百万円
土 地	302,704百万円
その他の有形固定資産	7,043百万円
投 資 有 価 証 券	1,150百万円
そ の 他 の 投 資	342百万円
計	675,535百万円

(2) 担保に係る債務

短 期 借 入 金	2,870百万円
前 受 金	19,649百万円
長 期 借 入 金	149,990百万円
(内 1 年 内 返 済 額)	(13,423百万円)
鉄道・運輸機構長期未払金	24,125百万円
(内 1 年 内 返 済 額)	(4,247百万円)
計	196,635百万円

3 有形固定資産の減価償却累計額 1,102,351百万円

4 保証債務

他の会社等の金融機関等からの借入債務に対し、保証を行っております。

埼玉県住宅供給公社	1,920百万円
財渡良瀬遊水地アクリメーション振興財団	981百万円
計	2,902百万円

5 投資有価証券のうち、25,144百万円については有価証券消費貸借契約により貸付を行っております。

6 事業用固定資産の取得価額から控除した工事負担金等の金額は、246,883百万円であります。

7 土地の再評価

「土地の再評価に関する法律」（平成10年3月31日公布法律第34号）及び「土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律」（平成11年3月31日公布法律第24号）に基づき、事業用土地の再評価を行い、当該評価差額のうち法人税その他の利益に関連する金額を課税標準とする税金に相当する金額である繰延税金負債を負債の部に計上し、当該繰延税金負債を控除した金額を土地再評価差額金として純資産の部に計上しております。

① 東武鉄道(株)

・再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）に基づき、鉄道事業用土地については同施行令第2条第3号に定める固定資産税評価額により、その他事業用土地については同条第1号に定める公示価格及び第2号に定める基準地価格により算定

・再評価を行った日 2002年3月31日

・同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の期末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額 35,232百万円

なお、2002年2月1日に東武鉄道(株)と合併により消滅した東武アネックス(株)・東武プロパティーズ(株)・東武エステート(株)ならびに2002年3月1日に東武鉄道(株)と合併により消滅した銀座エフツー(株)については、上記東武鉄道(株)に含めて記載しております。また、合併により消滅した会社の再評価の方法ならびに再評価を行った日は以下のとおりであります。

(i) 東武アネックス(株)・東武プロパティーズ(株)・東武エステート(株)

・再評価の方法

同施行令第2条第5号に定める不動産鑑定士による鑑定評価額により算定

・再評価を行った日 2002年1月31日

(ii) 銀座エフツー(株)

・再評価の方法

同施行令第2条第3号に定める固定資産税評価額及び同施行令第2条第5号に定める不動産鑑定士による鑑定評価額により算定

・再評価を行った日 2001年12月31日

② (株)東武百貨店

・再評価の方法

同施行令第2条第3号に定める固定資産税評価額により算定

・再評価を行った日 2002年2月28日

・同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の期末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額 0百万円

③ (株)東武宇都宮百貨店

・再評価の方法

同施行令第2条第3号に定める固定資産税評価額により算定

・再評価を行った日 2002年2月28日

・同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の期末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額 92百万円

④ 東武運輸(株)

・再評価の方法

同施行令第2条第3号に定める固定資産税評価額により算定

・再評価を行った日 2002年2月28日

・同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の期末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額 2,654百万円

⑤ 東武建設(株)

・再評価の方法

同施行令第2条第3号に定める固定資産税評価額及び同施行令第2条第5号に定める不動産鑑定士による鑑定評価額により算定

・再評価を行った日 2002年3月31日

・同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の期末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額 764百万円

⑥ 東武栃木生コン(株)

2016年4月1日に東武建設(株)より新設分割に伴い、同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地を承継しております。

・再評価の方法

同施行令第2条第3号に定める固定資産税評価額により算定

・再評価を行った日 2002年3月31日

・同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の期末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額 907百万円

なお、持分法適用会社である(株)東武ストアにおいては2002年2月28日、(株)東武警備サービス(2002年4月5日に(株)東武ストアと合併により消滅)においては2001年12月31日にそれぞれ土地の再評価を行い、当社の持分を「純資産の部」の「土地再評価差額金」より控除して表示しております。控除した当社の持分は911百万円となっております。

(株)東武ストアにおいて、同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の期末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額の当社の持分は154百万円であります。

Ⅲ. 連結損益計算書に関する注記

記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

上記以外に、該当事項はございません。

IV. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

1 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
発行済株式				
普通株式 (株)	1,075,540,607	—	863,226,986	212,313,621
自己株式				
普通株式 (株)	5,154,147	2,840,882	6,952,831	1,042,198

(注) 1. 当社は、2017年10月1日付で普通株式5株につき1株の割合で株式併合を行っております。

2. 発行済株式の株式数の減少の内訳は、以下のとおりであります。

①株式併合による減少 860,432,486株
 ②取締役会決議に基づく自己株式の消却による減少 (株式併合後) 2,794,500株

3. 自己株式の株式数の増加の内訳は、以下のとおりであります。

①取締役会決議に基づく自己株式の市場買付による増加 (株式併合後) 2,794,500株
 ②単元未満株式の買取りによる増加 (株式併合前) 41,088株
 ③単元未満株式の買取りによる増加 (株式併合後) 5,294株

4. 自己株式の株式数の減少の内訳は、以下のとおりであります。

①株式併合による減少 4,148,884株
 ②取締役会決議に基づく自己株式の消却による減少 (株式併合後) 2,794,500株
 ③単元未満株式の買増請求による減少 (株式併合前) 9,130株
 ④単元未満株式の買増請求による減少 (株式併合後) 317株

2 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2017年6月23日 定時株主総会	普通株式	3,746	3.5	2017年3月31日	2017年6月26日
2017年10月31日 取締役会	普通株式	3,746	3.5	2017年9月30日	2017年12月4日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの
 2018年6月22日開催の定時株主総会の議案として、普通株式の配当に関する事項を次のとおり提案しております。

① 配当金の総額 3,697百万円
 ② 1株当たり配当額 17.5円
 ③ 基準日 2018年3月31日
 ④ 効力発生日 2018年6月25日

なお、配当原資については、利益剰余金とすることを予定しております。

V. 1 株当たり情報に関する注記

1 株当たり純資産額	2,115円70銭
1 株当たり当期純利益	168円87銭

(注) 当社は、2017年10月1日付で普通株式5株につき1株の割合で株式併合を行っております。当連結会計年度の期首に当該株式併合が行われたと仮定して、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益を算定しております。

VI. 金融商品に関する注記

1 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については短期的な預金等に限定し、また、資金調達については銀行等金融機関からの借入または社債の発行によっております。また、連結子会社であります東武シェアードサービス(株)において、当社グループ全体の資金を包括して管理するキャッシュ・マネジメント・システムを導入し、グループ各社の資金需要に応じた資金供給を行うことで効率的な資金の運用をはかっております。デリバティブは、借入金の金利変動及び為替の変動リスクを回避するために利用し、投機的な取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスクならびにリスク管理体制

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。当該リスクに関してはグループ各社の与信管理手続きに従い、顧客・取引先ごとの信用調査を行い、期日管理及び残高管理を定期的に行う体制としております。

投資有価証券のうち上場株式については、市場価格の変動リスクに晒されておりますが、主にグループ各社の業務上の関係を有する企業の株式であり、四半期ごとに時価の把握を行っております。

営業債務である支払手形及び買掛金は、そのほとんどが1年以内の支払期日であります。

借入金、社債のうち短期のものについては、主に営業取引に係る資金調達であり、長期のものについては主に設備投資に係る資金調達であります。これらのうち、金利の変動リスクに晒されているものの一部については、当該リスクを回避する目的でデリバティブ取引（金利スワップ取引）を利用しております。

(3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく時価のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

2 金融商品の時価等に関する事項

2018年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：百万円)

	連結貸借対照表 計上額	時 価	差 額
短期借入金	54,386	54,386	—
1年内返済予定の長期借入金	58,476	58,736	259
1年内償還予定の社債	20,000	20,030	30
社 債	137,400	140,490	3,090
長期借入金	495,902	509,694	13,791

(注) 金融商品の時価の算定方法に関する事項

- ・短期借入金

短期借入金は、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

- ・1年内返済予定の長期借入金及び長期借入金

1年内返済予定を含む長期借入金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、また、当社の信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっております。固定金利によるものは、元利金の合計額を、新規に同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。なお、一部の長期借入金の時価については金利スワップの対象とされていることから、当該金利スワップと一体として処理された元利金の合計額を、新規に同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。

- ・1年内償還予定の社債及び社債

当社の発行する社債の時価は、市場価格に基づき算定しております。

Ⅶ. 賃貸等不動産に関する注記

1 当社では、東京都その他の地域において、賃貸収益を得ることを目的としてオフィスビル（土地を含む）や商業施設（土地を含む）を所有しております。

2 賃貸等不動産の時価に関する事項

(単位：百万円)

連結貸借対照表計上額	時 価
163,727	217,486

(注) 1. 連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した金額であります。

2. 当連結会計年度末の時価は、「不動産鑑定評価基準」に基づく鑑定評価額もしくは指標等を用いて合理的な調整を行って算出した金額であります。

Ⅷ. その他の注記

(企業結合等関係)

1 連結子会社である東武デリバリー(株)の会社分割及び事業譲渡について

(1) 共通支配下の取引等

① 取引の概要

- ・対象となった事業の名称及びその事業の内容
事業の名称：当社の連結子会社である東武デリバリー(株)の警備輸送事業
事業の内容：流通・小売業を中心とした、現金・貴重品、商品券の集配サービス
- ・企業結合日
2017年7月1日
- ・企業結合の法的形式
東武デリバリー(株)を吸収分割会社とし、デリバリーサービス(株)を吸収分割承継会社とする吸収分割方式
- ・結合後企業の名称
デリバリーサービス(株)
- ・その他取引の概要に関する事項
本会社分割は、事業分離を目的として実施したものであります。

② 実施した会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 平成25年9月13日)及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第10号平成25年9月13日)に基づき、共通支配下の取引として処理しております。

(2) 事業分離

① 事業分離の概要

- ・分離先企業の名称
総合警備保障(株)
- ・分離した事業の内容
デリバリーサービス(株)に承継させた警備輸送事業
- ・事業分離を行った主な理由
総合警備保障(株)は、本事業に豊富な実績とノウハウを有しており、両社の経営資源や事業ノウハウを融合することで、お客様に対してより付加価値が高いサービスの提供が可能となり、また、当社グループ各社においても、同様のサービス提供を受けることが可能になると判断したため、本株式譲渡に至りました。
- ・事業分離日
2017年7月3日
- ・法的形式を含むその他取引の概要に関する事項
受取対価を現金等の財産のみとする株式譲渡

② 実施した会計処理の概要

- ・移転損益の金額
投資有価証券売却益 3,798百万円
- ・移転した事業に係る資産および負債の適正な帳簿価格並びにその主な内訳
流動資産 2,574百万円
固定資産 512百万円
資産合計 3,086百万円
流動負債 899百万円
固定負債 0百万円
負債合計 900百万円

- ③ 分離した事業が含まれていた報告セグメント
運輸事業
- ④ 当連結会計年度に係る連結損益計算書に計上されている分離した事業に係る損益の概算額
- | | |
|------|--------|
| 営業収益 | 457百万円 |
| 営業損失 | 53百万円 |

2 連結子会社である東武タワースカイツリー(株)の株式追加取得について

(1) 共通支配下の取引等

① 取引の概要

- ・ 結合当事企業の名称及びその事業の内容
結合当事企業の名称：東武タワースカイツリー(株)
事業の内容：スカイツリー業
- ・ 企業結合日
2018年3月31日（みなし取得日）
- ・ 企業結合の法的形式
非支配株主からの株式取得
- ・ 結合後企業の名称
変更はありません。
- ・ その他取引の概要に関する事項
一層の経営効率化と資本効率性の向上をはかるためであります。

② 実施した会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号 平成25年9月13日）及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第10号平成25年9月13日）に基づき、共通支配下の取引等のうち、非支配株主との取引として処理しております。

③ 子会社株式を追加取得した場合に掲げる事項

取得原価及び対価の種類ごとの内訳

取得の対価	現金及び預金	7,650百万円
取得原価		<u>7,650百万円</u>

④ 非支配株主との取引に係る当社の持分変動に関する事項

- ・ 資本剰余金の主な変動要因
子会社株式の追加取得
- ・ 非支配株主との取引によって増加した資本剰余金の金額
634百万円

株主資本等変動計算書

(2017年4月1日から2018年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本						株主資本計 合
	資 本 金	資 本 剰 余 金			利益剰余金	自 己 株 式	
		資本準備金	そ の 他 資本剰余金	資本剰余金 合 計	そ の 他 利益剰余金 繰越利益 剰 余 金		
当 期 首 残 高	102,135	52,511	18,051	70,562	118,826	△2,567	288,957
当 期 変 動 額							
剰 余 金 の 配 当					△7,492		△7,492
当 期 純 利 益					23,102		23,102
自 己 株 式 の 取 得						△10,042	△10,042
自 己 株 式 の 処 分			1	1		5	6
自 己 株 式 の 消 却			△9,180	△9,180		9,180	—
土地再評価差額金の取崩					57		57
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)							
当 期 変 動 額 合 計	—	—	△9,179	△9,179	15,667	△856	5,631
当 期 末 残 高	102,135	52,511	8,871	61,383	134,494	△3,423	294,589

	評 価 ・ 換 算 差 額 等			純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	土地再評価 差 額 金	評価・換算 差額等合計	
当 期 首 残 高	18,193	48,069	66,262	355,220
当 期 変 動 額				
剰 余 金 の 配 当				△7,492
当 期 純 利 益				23,102
自 己 株 式 の 取 得				△10,042
自 己 株 式 の 処 分				6
自 己 株 式 の 消 却				—
土地再評価差額金の取崩				57
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)	4,138	△57	4,080	4,080
当 期 変 動 額 合 計	4,138	△57	4,080	9,712
当 期 末 残 高	22,331	48,011	70,343	364,933

個別注記表

(2017年4月1日から2018年3月31日まで)

I. 重要な会計方針

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券

満期保有目的債券

償却原価法（定額法）

子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法

その他有価証券

時価のあるもの

決算期末日の市場価格等に基づく時価法

（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。）

時価のないもの

移動平均法による原価法

(2) たな卸資産

分譲土地建物

個別法による原価法

貯蔵品

移動平均法による原価法

なお、貸借対照表価額は、収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定しております。

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

鉄道事業の有形固定資産

定率法

鉄道事業の取替資産

取替法（定率法）

その他の有形固定資産

定額法

ただし、鉄道事業の有形固定資産のうち1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法を採用しております。

(2) 無形固定資産（リース資産を除く） 定額法

償却年数については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。ただし、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

貸付金及び売上債権等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額を計上しております。

なお、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定年数（10年）による定額法により、翌期から費用処理することとしております。

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定年数（10年）による定額法により、費用処理することとしております。

(3) 関係会社事業損失引当金

関係会社の事業に伴う損失に備えるため、関係会社の資産内容等を勘案して、当社が負担することとなる損失見込額を計上しております。

4. 収益及び費用の計上基準

ファイナンス・リース取引に係る収益の計上基準

リース料受取時に売上高と売上原価を計上する方法によっております。

5. その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

(1) 繰延資産の処理方法

社債発行費については、社債の償還までの期間にわたり定額法によって償却しております。

なお、金額が僅少なものについては支出時の費用として処理しております。

(2) 工事負担金等の圧縮記帳処理方法

当社は、連続立体交差等の高架化工事や踏切道路拡幅工事等を行うに当たり、地方公共団体等より工事費の一部として工事負担金等を受けております。

これらの工事負担金等のうち、対象工事の完成により増収が見込まれないもので、1億円以上のものについては、工事完成時に、工事負担金相当額を取得価額から直接減額して計上しております。

なお、損益計算書においては、工事負担金等受入額を特別利益に計上するとともに、固定資産の取得価額から直接減額した額を固定資産圧縮損として特別損失に計上しております。

(3) 退職給付に係る会計処理

退職給付に係る未認識数理計算上の差異、及び未認識過去勤務費用の未処理額の会計処理の方法は、連結計算書類におけるこれらの会計処理の方法と異なっております。

(4) 消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。

6. 会計上の見積りの変更

(退職給付に係る会計処理の数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理年数の変更)

退職給付に係る会計処理において、従来、数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理年数は12年としておりましたが、従業員の平均残存勤務期間が短縮したため、当事業年度より費用処理年数を10年に変更しております。

これにより、従来の方法に比べて、当事業年度の営業利益、経常利益及び税引前当期純利益はそれぞれ2,090百万円減少しております。

7. 表示方法の変更

損益計算書関係

前事業年度において、区分掲記しておりました「特別利益」の「投資有価証券売却益」は、金

額の重要性が乏しくなったため、当事業年度より「特別利益」の「その他」に含めて表示しております。

前事業年度において、区分掲記しておりました「特別損失」の「減損損失」は、金額的重要性が乏しくなったため、当事業年度より「特別損失」の「その他」に含めて表示しております。

前事業年度において、「営業外収益」の「その他」に含めていた「工事負担金等受入額」は、金額的重要性が増したため、当事業年度より区分掲記することとしております。

なお、前事業年度の「工事負担金等受入額」は264百万円であります。

Ⅱ. 貸借対照表に関する注記

1. 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

2. 担保に供している資産及び担保に係る債務

(1) 担保に供している資産

鉄道事業固定資産	668,589百万円
有価証券	18百万円
投資有価証券	200百万円
その他の投資	28百万円
計	668,837百万円

(2) 担保に係る債務

長期借入金	145,678百万円
(内一年以内返済額)	(12,165百万円)
鉄道・運輸機構長期未払金	24,125百万円
(内一年以内返済額)	(4,247百万円)
計	169,803百万円

3. 有形固定資産の減価償却累計額 936,903百万円

4. 事業用固定資産

有形固定資産	1,120,751百万円
土地	575,062百万円
建物	232,035百万円
構築物	239,435百万円
車両	47,479百万円
その他	26,738百万円
無形固定資産	8,454百万円

5. 保証債務

(1) 他の会社等の金融機関等からの借入債務に対し、保証を行っております。

埼玉県住宅供給公社	1,920百万円
財渡良瀬遊水地アクリメーション振興財団	981百万円
計	2,902百万円

(2) 他の会社の金融機関等からの借入債務に対し、保証予約を行っております。

東武食品サービス(株)	2,270百万円
-------------	----------

6. 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

短期金銭債権	7,043百万円
長期金銭債権	6,992百万円
短期金銭債務	168,976百万円
長期金銭債務	7,997百万円

7. 事業用固定資産の取得価額から控除した工事負担金等の金額は、234,618 百万円であります。

8. 「土地の再評価に関する法律」(平成10年3月31日公布法律第34号)及び「土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律」(平成11年3月31日公布法律第24号)に基づき、事業用土地の再評価を行い、当該評価差額のうち法人税その他の利益に関連する金額を課税標準とする税金に相当する金額である繰延税金負債を負債の部に計上し、当該繰延税金負債を控除した金額を土地再評価差額金として純資産の部に計上しております。

・再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)に基づき、鉄道事業用土地については同施行令第2条第3号、その他事業用土地については同条第1号及び第2号により行っております。

・再評価を行った日 2002年3月31日

また、2002年2月1日に吸収合併した東武アネックス(株)・東武エステート(株)・東武プロパティーズ(株)及び同年3月1日に吸収合併した銀座エフツー(株)においては、下記により各々合併前日において、事業用土地の再評価を行っております。

東武アネックス(株)	再評価の方法	土地の再評価法に関する法律施行令第2条第5号による
	再評価を行った日	2002年1月31日
東武エステート(株)	再評価の方法	土地の再評価法に関する法律施行令第2条第5号による
	再評価を行った日	2002年1月31日
東武プロパティーズ(株)	再評価の方法	土地の再評価法に関する法律施行令第2条第5号による
	再評価を行った日	2002年1月31日
銀座エフツー(株)	再評価の方法	土地の再評価法に関する法律施行令第2条第3号及び第5号による
	再評価を行った日	2001年12月31日

- ・同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の当事業年度末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額 35,232百万円

9. 投資有価証券のうち、20,924百万円については有価証券消費貸借契約により貸付を行っております。

Ⅲ. 損益計算書に関する注記

1. 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

2. 営業収益及び営業費合計額と内訳

営業収益	222,356百万円
営業費	172,188百万円
運送営業費及び売上原価	98,794百万円
販売費及び一般管理費	21,349百万円
諸税	10,946百万円
減価償却費	41,098百万円

3. 関係会社との取引高

営業取引による取引高

営業収益	20,657百万円
営業費	47,353百万円
営業取引以外の取引による取引高	18,159百万円

IV. 株主資本等変動計算書に関する注記

1. 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

2. 当事業年度末における自己株式の種類及び株式数

普通株式 1,042,198株

V. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

退職給付引当金	10,869百万円
減損損失	2,910百万円
借地権の除却	2,629百万円
吸収分割による引継土地	2,399百万円
関係会社事業損失引当金	1,190百万円
有価証券評価損	1,123百万円
減損により取崩した再評価差額	905百万円
分譲土地建物評価損	816百万円
資産除去債務	775百万円
貸倒引当金	384百万円
未払事業税	544百万円
環境対策費	27百万円
その他	314百万円
繰延税金資産小計	24,892百万円
評価性引当額	△11,724百万円
繰延税金負債との相殺額	△12,280百万円
繰延税金資産合計	888百万円

繰延税金負債

その他有価証券評価差額	9,616百万円
吸収分割による引継土地	4,919百万円
資産除去債務	217百万円
繰延税金負債小計	14,752百万円
繰延税金資産との相殺額	△12,280百万円
繰延税金負債合計	2,472百万円

繰延税金負債の純額 1,584百万円

VI. ファイナンス・リース取引（貸主側）

1. リース投資資産の内訳

(1) 流動資産

リース料債権部分	324百万円
受取利息相当額	△266百万円
リース投資資産	58百万円

(2) 投資その他の資産

リース料債権部分	7,138百万円
見積残存価額部分	574百万円
受取利息相当額	△4,354百万円
リース投資資産	3,358百万円

2. リース投資資産に係るリース料債権部分の決算日後の回収予定額

(1) 流動資産

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
リース投資資産	324	—	—	—	—	—

(2) 投資その他の資産

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
リース投資資産	—	324	324	324	324	5,840

Ⅶ. 関連当事者との取引に関する注記

子会社等

種類	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
子会社	東武シェアードサービス(株)	所有 直接 100%	資金貸借取引 役員の兼任	資金の借入	121,000	短期借入金	153,600
				利息の支払(注)	1,157	未払費用	579

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) 東武シェアードサービス(株)に対する利息の支払いについては、市場金利を勘案した合理的な利率によっております。

Ⅷ. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額 1,727円32銭

1株当たり当期純利益 108円30銭

(注) 当社は、2017年10月1日付で普通株式5株につき1株の割合で株式併合を行っております。当事業年度の期首に当該株式併合が行われたと仮定して、1株当たり純資産および1株当たり当期純利益を算定しております。